

# 農地制度が変わりました

平成21年12月に、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートしました。

新たな農地制度の目的

これまで以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する農地の賃借をやりやすくして、農地を最大限利用する

改正のポイント「

## 農地を貸したいとき 農地の貸借規制が緩和されます!

農地を利用できる者の範囲が拡大されます。

(一定の要件を満たす必要あり)

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業常時従事者 農業生産法人

農作業常時従事者以外の個人農業生産法人以外の法人

市町村等が農地所有者から委任を受け、代理で担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



#### 耕作していないとき、 遊休農地に対する指導が強化されます!

すべての遊休農地が指導の対象となります。

遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行い ます。



### 許可なく転用してしまったとき、違反転用に対する罰則が強化されます!

違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。

事項	現 行	改 正
違反転用	3年以下の懲役または300万 円以下の罰金(法人は300万 円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万 円以下の罰金(法人は1億円 以下の罰金)
違反転用における 原状回復命令違反	6か月以下の懲役または30万 円以下の罰金(法人は30万 円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万 円以下の罰金(法人は1億円 以下の罰金)



## 農地を相続したとき 農業委員会への届出が必要になります!

相続等によって農地を取得した方は、農地のある農業委員会へ届け出が必要になります。

届け出をしない場合や、虚偽の届け出をした場合は、10万円以下の 過料に処せられます。



詳しくは、農業委員会へお問い合わせください

問藤原庁舎 農業委員会 T46-6312 F46-6319